

氏 名	サクダ タニトクル Sakda Thanitcul
学 位 の 種 類	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	論 法 博 第 152 号
学位授与の日付	平成 16 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	The WTO and Unilateral Trade Measures to Protect Global Resources : A Thai Perspective on the Shrimp-Turtle Case (「WTOと地球資源保護のための一方的貿易措置 －タイから見たエビ・ウミガメ事件－)
論文調査委員	(主 査) 教 授 位 田 隆 一 教 授 杉 原 高 嶺 教 授 浅 田 正 彦

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、領域外に存在する地球資源つまり「環境」（ここでは海洋生物としてのウミガメ）を保護するために、国家が一方的な貿易制限措置をとりうるか、という問題に解答を与えようとする。著者は、「米国によるエビおよびエビ製品の輸入規制」事件における WTO 上級委員会報告に分析の焦点を当て、併せて、自由貿易と環境保護の衝突、条約解釈に関する国際公法の諸原則および国際貿易に関する経済理論にかかわる過去の GATT/WTO の判断にも言及する。エビ・ウミガメ事件上級委員会報告は、他国領域内にある地球資源を保護するための一方的貿易措置が許容されるものであることを示唆している。この上級委員会報告は、環境と貿易の衝突を解決するための「司法積極主義」の現われだと著者は主張する。エビ・ウミガメ事件の上級委員会は、貿易と環境の間のバランスをとるために、一方で GATT 第 20 条 g 号の適用範囲を拡大しつつ、他方で同第 20 条柱書については、本条の例外が濫用されるのを防止するために厳格な解釈を採用した。著者は、第 20 条 g 号の拡張的解釈によって上級委員会の判断には後述するような法的瑕疵が生じたと論ずる。

「問題の設定：GATT/WTO と環境保護の間の問題」と題する第一部は、GATT/WTO がこれまで貿易の自由化に果たしてきた役割と、他方で貿易と環境の相克がもたらす問題解決の複雑さを指摘して、本事件解決の舞台となる WTO 紛争解決機関のもつ司法積極主義について問題設定を行う。続く第二部は貿易と環境の衝突に対する GATT 及び WTO のこれまでの判断において示された問題を検討する。GATT/WTO 裁定の展開を見れば、過去の GATT パネルは紛争裁定機能を超えることを拒否し、保守的でありつづけたことがわかる。「第一次マグロ・イルカ」事件のパネル（小委員会）は、司法的保守主義の好例である。しかしながら、1995 年の WTO 設立後の「精製ガソリン」事件上級委員会は、貿易と国内環境保護の間の衝突を解決するために「司法積極主義」アプローチをとって、過去の GATT 裁定から離脱した。その結果、GATT 第 20 条 g 号の解釈、適用対象としての製品－工程問題および域外適用に関わる根本的な法律問題が惹起されてきた。また、WTO のパネルおよび上級委員会は、訴訟経済という争点回避技術をも採用して、当事者が提起した個別の法律事項、特に政治的に機微な事項についてまですべて答えるわけではないとの態度をとった。

第三部では、エビ・ウミガメ事件のパネル報告および上級委員会報告を、さまざまな側面から批判的に概述し、検討する。とくにエビ・ウミガメ事件上級委員会報告における「司法積極主義」の核心部分、つまり「法廷の友 (*amicus curiae*)」書面の受理、第 20 条適合性判断の際の二段階手続、および第 20 条 g 号の拡張的解釈について詳細に分析を加えている。さらに、訴訟経済に関わる論点についてもここで再び触れている。しかし、製品－工程問題、域外適用問題および特別法優先法理に関わる政治的に機微な事項について、エビ・ウミガメ事件上級委員会は沈黙していることが指摘される。

本論文の中心である第四部では、エビ・ウミガメ事件上級委員会が発動国の域外にある生物資源の保護のための一方的貿易措置と自由貿易との間の衝突を解消するために取り入れたシステムについて論じる。上級委員会によれば、第 20 条 g 号の適用範囲を拡張しつつも、例外規定の濫用防止のために第 20 条柱書は厳格に解釈する、という。この部では、第 20 条の拡張的解釈に関するエビ・ウミガメ事件上級委員会報告の法的瑕疵（構造的、手続的および実体的瑕疵）について綿密に検討し、

批判する。第一に、上級委員会は、環境と貿易の衝突を解決するために第20条g号に規定された例外事由を拡張的に解釈したことによって、司法機能を逸脱した。WTO機関の中では、本来閣僚会議および一般理事会がそのような機能を果たすべきである（構造上の瑕疵）。第二に、小委員会が「法廷の友」文書を受理することを認めた上級委員会の判断は、WTO紛争解決了解（DSU）第12条及び第13条の解釈を誤った。また、情報の提供を「要請する」権限が特に与えられている小委員会と異なり、上級委員会にはそのような権能は与えられていない（手続上の瑕疵）。第三に、上級委員会は、GATT第20条g号にもとづいて1989年米国ウミガメ保護法第609条を評価した際に、次のようないくつもの解釈上の過誤をおかしている。(a) 厳格解釈の法理に反して「有限天然資源」の保護に関する第20条の例外事由を拡張的に解釈した。(b) 上級委員会による法解釈の結果が明らかに不合理である。つまり、動物の生命を保護するための措置を正当化する基準があまり厳しくないのと比べて、人の生命を保護するための措置をWTO適合的だと正当化するためには、はるかに厳しい基準を満たすことが求められることになる。(c) 特別法優先法理によれば米国は第20条g号を援用しえないはずであり、本件では第20条b号が適用されるべきであった。(d) 第20条g号を含むGATTの諸規則・諸規定は、生産工程には適用されない。(e) 第20条g号は、輸入国の領域内にある資源の保護に限定される。

第五部は、第20条柱書のもつ重要な役割について論じる。エビ・ウミガメ事件上級委員会は、第20条柱書の厳格解釈でもって例外事由の濫用を防止しようとした。エビ・ウミガメ事件上級委員会は、米国の一方的貿易制裁が正当と認められずかつ任意の差別待遇にあたるため、第20条柱書と整合しないと裁定した。この第五部では、米国によるウミガメ保護法の執行に対してWTOが批判した主要な五点について検討している。その上で、エビ・ウミガメ事件上級委員会が瑕疵を認定したのは、ウミガメ法の運用の「仕方」についてであり、法それ自体の内容または目的についてではないことから、米国がWTOからの諸批判に対応するのはかなり容易だと結論づけた。原告国の一員たるマレーシアは、DSU第21.5条にもとづいてエビ・ウミガメ事件上級委員会に再度挑戦し、米国にウミガメ法を改正することを命じるようエビ・ウミガメパネルに求めた。しかし、エビ・ウミガメパネルは、商務省の1996年指針を改正することによって米国の貿易措置はすでにWTO規定と整合的になっていると認定した。このことから、著者は、将来は地球環境保護のためにもっと一方的禁輸措置がとられるようになるかもしれない、と指摘する。

本論文の結論部分では、著者はまず、貿易と環境の間の衝突を解消するにあたってWTOの司法機関の能力には制約が存在する、と評価する。しかし他方で、「持続的発展」の概念は貿易界および環境保護主義者の両方に広く受け入れられるものである。国家は、一方的貿易措置よりもいっそう温和で外交的な方策を見つけて、地球資源の所在する諸国との協力を追求することができなければならない。この「持続可能な発展」という概念はまた、行動をとる国が地球資源の所在国と共に地域的保護を模索する道を広げるであろう。WTOレベルでは、貿易環境委員会において貿易と環境の衝突の解消にほとんど成果が見られないことが明らかのように、これら複雑な問題を解決するのはさわめて困難である。それゆえ、著者は、今日の真の問題は、よりバランスがとれ時宜に即した形で衝突を解消するためにWTOの意思決定機能を適切に強化させられるか否か、という点に存する、と結論している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、自由貿易体制の確立のための機関であるWTO/GATTにおける国内環境保護措置の合法性の問題について、著者の本国であるタイ王国が原告の一つとなっただけの「エビ・ウミガメ事件」を素材に、WTO紛争解決手続による裁定を詳細に分析、検討したものである。自由貿易の確立には、関税や数量規制その他の様々な輸入障壁の削減、撤廃が必要である。これに対して、環境保護のための国内法令による一方的措置が特定製品の輸入を規制する場合があります。自由貿易と環境保護のいずれも現在の国際社会においては重要な価値をもつものであるが、その相互の衝突の回避または解決についてはこれまで有効な体制を講じていない。本論文は、こうした交錯状況の中で司法化されたといわれるWTO紛争解決手続に付託された事件を直接の検討対象として、設立当時は環境との対立を想定していなかった1947年GATTの条文の中で、いかにWTOがこれを法的に解決しうるか、を詳細に検討した意欲的論考である。

本論文は、基本的にはWTOの紛争解決システムにおける上訴審にあたる上級委員会裁定に焦点をあてているが、その分析範囲はこの事件に限ることなく、これまでのGATTにおけるパネル裁定と本件の第一審にあたる小委員会の裁定も含

めて、大きなパースペクティブで見ようとしている。ここに第一の特徴がある。確かに著者は本事件の原告当事国の一の出身であり、本件では勝訴した側であるが、それにもかかわらず、必ずしも米国の主張を一方的に批判するものではなく、むしろきわめて冷徹に裁定の示した法論理や解釈を批判し、その将来的影響も含めて評価を下すという、国際法学者にふさわしい中立的で学究的な態度を堅持している。

第二の特徴は、分析における明確な法的視角にある。著者は、これまでのGATTとWTO両者の紛争解決制度のサーベイから、WTO上級委員会の態度を「司法積極主義 (judicial activism)」と評価する。確かにGATTと比べてWTOでは、2 審制の採用、手続きの明確化と迅速化、ネガティブ・コンセンサス制の導入などから、紛争解決制度が「司法化 (judicialization)」したと称される。しかし著者は、本件における小委員会および上級委員会の裁定を詳細に分析して、上級委員会が、しばしば指摘される「法廷の友 *amicus curiae*」書面の受理や訴訟経済、政治問題の回避などの制度的、手続的側面にとどまらず、さらにGATT/WTO協定の解釈、適用において実質的な司法積極主義の態度をとったことを看破しているのである。

したがって、WTO上級委員会の判断の詳細でかつ問題の方向性を見すえた分析が本論文の第三の特徴である。この事件は、その問題の重要さと複雑さゆえに、すでに多くの批評や論文の対象となってきたが、本論文はそれに屋上屋を重ねることなく、既存の関連GATT/WTO裁定を、環境と貿易の相克の視点から、注意深く大きな流れの中で評価している。著者は本件の問題点を基本組織上、手続上および実質上の3つの瑕疵として位置づけ、そのそれぞれについて、上級委員会の論理展開を跡づけながら批判する。特に本件の核心であるGATT第20条冒頭文の解釈に、タイ側の勝訴にもかかわらず、この裁定の問題性とWTOの紛争解決制度の限界を見てとる。裁定のこうした分析を通じて著者は、WTO自由貿易体制が、それまで機能してきた1947年GATTを引きついだがために、環境保護という新しい流れに逆にくびきとなり、上級委員会が司法積極主義の名の下に無理な整合性を図ったことを明らかにするのに成功している。

著者は最後に、持続的発展概念の重要性を再確認しつつ、それに向けての環境保護と貿易の交錯問題は、紛争解決という事後的処理制度ではなく、WTOの意思決定機能の強化に求められるべきとの将来の展望を提示しているが、以上の整然とした作業成果から見れば、この結論はきわめて妥当である。この結論の妥当さは、国際法学者としての著者の視座のみならず、現実にタイ政府の国際経済法顧問を勤める著者の実務に裏打ちされた国際感覚に基づくものでもある。国際法の判例・事例批評がともすれば当該事件だけの法理論的な分析と批判にとどまりがちなのに比べ、本論文はその広いパースペクティブと細部にいたる事実認識と状況把握とに裏打ちされた論理構成をとり、一つの事件を素材に単なるケーススタディの域を超えた労作といえる。

とはいえ、著者の研究熱意のゆえにときに安易に方向性が示されようとしている箇所がないわけではない。司法積極主義の概念も著者独自の用法で用いられている場面が否めない。また本論文の冒頭で問題提起された一方的措置の領域外効力についても、分析の論理的一貫性は高く評価できるとしても、この問題がこれからまだなお大きく広がりを見せる可能性が大きいだけに、本件のみで一般化するのはいささか無理が感じられなくはない。しかし、こうした指摘は、本論文の質の高さをいささかも減じるものではない。それらは、貿易と環境の相克という現在進行形の問題について、先発的發展途上国タイの著者が明確に示した航海図を今後の研究がたどる中で、検証、展開するべき問題提起と捉えるべきであろう。

以上の理由により、本論文の学術的価値は高く、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認める。

なお、平成16年2月23日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。